

平成30年10月1日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚—905）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第4 実施機関の権限及び補償事務 主任者関係 1～5 （略） 6 規則16—0第8条第1項の 「 <u>人事院</u> の定める組織区分」と は、実施機関の区分に応じ、別 表第2及び別表第2の2の組織	第4 実施機関の権限及び補償事務 主任者関係 1～5 （同左） 6 規則16—0第8条第1項の 「 <u>人事院が</u> 定める組織区分」と は、実施機関の区分に応じ、別 表第2及び別表第2の2の組織

区分欄に掲げる組織区分並びに別表第2の3の組織区分欄に掲げる組織区分をいう。

7 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分 (国の機関)

実施機関	組 織 区 分
内 閣 府 ↳ 文部科学省	(略)
文 化 庁	<u>内部部局のうち京都府に所在するもの</u> <u>内部部局のうち東京都に所在するもの</u> (略)
厚生労働省 ↳ 会計検査院	(略)

備考 (略)

区分欄に掲げる組織区分並びに別表第2の3の組織区分欄に掲げる組織区分をいう。

7 (同左)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分 (国の機関)

実施機関	組 織 区 分
内 閣 府 ↳ 文部科学省	(同左)
文 化 庁	<u>内部部局の部 (官房を含む。)</u> (同左)
厚生労働省 ↳ 会計検査院	(同左)

備考 (同左)

以 上